

## 第18回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日時 平成24年5月14日（月）午後7時～9時

場所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、鷹栖委員、人見委員、石原委員、沼田委員、穂積委員、矢内委員、  
和知委員

職員委員

我妻委員、泉委員、遠藤委員、川島委員、齋藤委員、佐川委員、野崎委員、  
松島委員、渡辺委員

事務局

企画政策課 緑川課長、関課長補佐兼係長、星副主査、石川副主査

### 1 開会

### 2 全体会議

#### （1）前回会議の修正意見の反映結果について

前回の会議で各グループから出た修正意見の反映結果（案）について、清水座長から説明した。この結果（案）について納得できない部分がある委員は、後日事務局まで連絡することとした。

### 3 グループ別会議

素案のとりまとめに向け、PI活動で出た意見を基に、条例素案中間とりまとめの「第5 条例素案の内容」の内、「7 市政運営」から「9 国、県、他の自治体等との連携」の内容について、グループごとに修正作業を行い、その内容について発表を行った。各グループの発表の概要及び清水座長による講評については、以下のとおり。

#### （1）各グループ発表概要

##### 【Aグループ】

- 「7 市政運営」の「（1）総合計画」の1段落目と2段落目を削除し、「（2）財政運営」と統合するとともに、「総合計画」という名称を変える。地方自治法の改正で基本構想の策定義務がなくなった中で、今後も「総合計画」という名称の計画を作っていくのかどうかは、現時点で未知数と言え、ここで敢えて「総合計画を策定する」という形で縛る必要があるのか。
- 総合計画の実施にも市民が参加するという趣旨の内容を加える。

- 「7 市施運営」の「(3) 監査」の「監査体制の充実」とは何なのか。
- 「8 危機管理」の(1)の1段落目の文章について、「東日本大震災の教訓として、・・・(中略)・・・連携と協力が不可欠であることを学びました」ではなく、「災害時には、・・・(中略)・・・連携と協力が不可欠です」という表現とする。
- 「8 危機管理」の(3)として、「9 国、県、他の自治体等との連携」の災害時版の内容を追加する。
- 「9 国、県、他の自治体等との連携」について、「絆を深める」、「親睦を深める」といった内容を加える。
- 「9 国、県、他の自治体等との連携」については、連携・協力の具体例を加えるとともに、主語が「市」であるから、「7 市政運営」に入れてもいいのではないか。

#### 【Bグループ】

- 「7 市政運営」について、「(3) 監査」と「(4) 行政改革」の順番を逆にする。
- 「7 市政運営」について、「(3) 監査」のみが、「実施」ではなく「体制の整備」という内容になっており、違和感がある。削除するというのも一つの考え方としてあるのではないか。
- 「7 市政運営」の「(4) 行政改革」の1段落目の文章について、「自立した行政運営」を「自立した行財政運営」という表現に修正する。
- 「7 市政運営」の「(4) 行政改革」の2段落目の文章について、「専門家も含む市民参画の下で実施する」という表現を削除する。細かい一つ一つの事務事業に関する評価を、仮に全く行政について知識のない市民の方が行った場合、適正な評価ができるとは必ずしも言えないことから、行政評価については、市が行うべき。
- 「8 危機管理」の「(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの推進」の前段部分と「(2) まちづくりの各主体の連携と支え合い」の前段部分が同じことを言っているので、(1)と(2)を合わせて一つにする。
- 「8 危機管理」の(1)の文章について、PIの意見で、消防や警察等の役割が見えていないというものがあつたが、「市民や市民等」の「等」には消防、警察等も含まれるという整理でよいのではないか。
- 「9 国、県、他の自治体等との連携」の文章の中の、「近隣の自治体」という表現を、表題に合わせて「他の自治体」に修正する。

#### (2) 清水座長による講評

みなさん、お疲れ様でした。

今回検討したところは、PI でもあまり意見が出ていなかったことから、当初は、あまり議論は出てこないのではないかと考えていましたが、様々な議論が各グループで交わされ、時間が足りなかったようなところもあり、両グループがそれぞれの意見を共有するために、次回再度確認しなければいけない箇所があるなど感じました。

まず、「7 市政運営」の「総合計画」に関する意見ですが、A グループからは、総合計画について、敢えて入れるべきではないという意見が出る一方で、B グループからは特に意見は出ていません。「総合計画」という言葉は法律上の言葉ではありませんし、「基本構想」については、地方自治法の改正により策定義務がなくなりました。これは、自治体の方向性を定める計画の策定は、自治体の判断に委ねられたということの意味をしています。現在の間とりまとめに記載している総合計画に関する規定は、改正前の地方自治法を前提としていますが、今後も白河市として、市の中長期的な計画を従来の総合計画という形で策定していくということであれば、それを宣言するという意味で、現在の規定を残すということになりますし、そうでなければ、別な表現に変更するということになるかと思います。これについては、地方自治法改正の趣旨等を再度確認した上で、事務局と調整させていただきたいと思えます。

次に、「7 市政運営」の「(4) 行政改革」に関する意見ですが、B グループからは、行政評価について、「市民参画の下進める」という表現を削除するという意見が出ました。行政評価は、細かい一つ一つの事務事業を行政がチェックするというもので、これを条例に基づき実施しているところは少なく、ほとんどは、要綱に基づき行政が行っています。このため、B グループの意見はもっともだと思えます。その一方で、行政評価という細かいところではなく、行政改革という大きな枠組みに市民が参画していくという方向は十分にあると思えますので、この点について、事務局と整理させていただきたいと思えます。行政改革について、A グループからは意見が出ていなかったのもので、次回、意見を共有する意味で、反映結果（案）について再度確認してもらえたらなと思えます。

「8 危機管理」については、両グループの意見に差異はそれほどなかったのではないかと思います。A グループの「災害時の国、県、他の自治体等との連携」について加えるべきという意見は、非常に重要な視点だと思えます。東日本大震災の際も、職員の派遣や物資の供給等、様々な分野で連携・協力が行われました。このような意味でも、「9 国、県、他の自治体等との連携」の災害時版を、特出しとして「8 危機管理」に加えるというのは意味のあることだと思えます。

また、B グループからは「8 危機管理」の(1)と(2)の文章の一部が重複しているという意見がありました。確かにこの点については少し整理が必要だと思えますので、事務局と整理させていただきたいと思えます。

「9 国、県、他の自治体等との連携」については、一つの章立てとして置かず、「7 市政運営」の中に入れればいいのかという意見がありました。それも一つの考え方ではありますが、先程お話したように、「8 危機管理」に災害時版の規定を追加するという形で整理した場合、それは災害に関する特出しであり、その他一般的な事項に対する規定として、本規定を残すという考え方もあると思います。これについても、事務局と整理させていただきたいと思います。

最後に、Bグループからは、「9 国、県、他の自治体等との連携」の文章の中の「近隣の自治体」という表現を、表題に合わせて「他の自治体」に修正すべきという意見がありましたが、近隣に限定する必要はなく、そのとおりだと思いますので、そのように修正したいと思います。

総合計画や行政改革については、両グループに考えを共有してもらうため、事務局と相談して作成した案を、もう一度皆さんに確認してもらいたいと思います。

以上で私からの講評といたします。

#### 4 次回の会議及び宿題のお知らせ

次回の会議の日程等について、会議資料により事務局から説明した。

#### 5 閉会